



【ガンバル学生応援クーポン】県内在住の坂井市出身学生に1万円分のクーポン券を交付します

坂井市では令和3年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響により不安定となっている学生生活を支援するため、県内在住の坂井市出身学生に市内の登録事業者で使用可能な1万円相当のクーポン券(1,000円券×10枚)を交付します。事業の詳細は特設ページをご確認ください。

令和4年度 坂井市ガンバル学生応援クーポン事業

坂井市
ガンバル学生応援クーポン券
¥1,000
有効期限：令和5年2月15日

利用期間 令和5年**2月15日**(水)まで

対象となる学生 令和4年9月1日において坂井市の住民基本台帳に記録されている者等のうち、平成9年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく**県内の高等学校、大学**(同法第97条に規定する大学院及び同法第108条第2項に規定する短期大学を含む)、**高等専門学校及び専修学校に在籍している者**とする。

交付額 対象者**1人**当り**10,000円**

申請期間 令和5年**1月15日**(日)まで

申請方法 坂井市ホームページより電子申請
(右記QRから申請できます)

取扱店
クーポン券は、こののぼり・ステッカーのあるお店でご利用になれます。

お問い合わせ 坂井市企画政策課
坂井市商工会

坂井市企画政策課	〒919-0592	坂井市坂井町下新庄1-1	TEL:50-3013	FAX:66-2935
坂井市商工会	〒919-0521	坂井市坂井町下新庄2-10-1	TEL:66-3324	FAX:67-7023
・三国支所	〒913-0046	坂井市三国町北本町3-2-12	TEL:82-5055	FAX:81-7055
・丸岡支所	〒910-0254	坂井市丸岡町一本田5-76	TEL:66-6555	FAX:66-0300
・香江支所	〒919-0417	坂井市香江町江屋下相田35-1	TEL:51-2211	FAX:51-5596

【ガンバル学生応援クーポン事業概要】

- ◆対象者 令和4年9月1日時点で、以下のすべてに該当する方（16歳～25歳が対象）
 - ・坂井市に居住している方
 - ※基準日時点で坂井市から転出し県内に居住しているケースにおいて、当事業の対象となる場合がございます。
（対象となる具体例）基準日時点で保護者が坂井市に居住しており、また本人が高校卒業まで坂井市に居住し、敦賀看護大学への進学を機に、敦賀市に転出している場合。
 - ・平成9年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方
 - ・高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、大学院、専修学校等に在籍している方
 - ・坂井市仕送りプロジェクトにて特産品の提供を受けていない方
- ◆クーポン券 市内の取扱店舗で使用することができる1万円相当（1,000円券×10枚）
クーポン券の利用期限は令和5年2月15日（水曜日）
- ◆受付期間 令和4年11月1日（火）から令和5年1月15日（月）まで
- ◆申込方法 坂井市ホームページ内特設ページの申請フォームよりお申込みください。



▲特設ページ

【本件に関する報道機関の方からのお問い合わせ先】

坂井市総合政策部企画政策課：小玉 TEL.0776-50-3013